

「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項に関する専門家会議設置要領

1 趣旨

「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項についての改正に係る標準的手続」（令和8年7月1日付け8動検第254号）（以下「標準的手続」という。）に基づき、「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項」（令和8年7月1日付け8動検第252号）（以下「指定外基準」という。）の見直しを行うに当たっては、その検討の透明性及び客観性を確保することが必要である。

このため、「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置するとともに、その検討事項、委員、運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 検討事項

- （1）指定禁止物等に由来する物に対するリスク評価の妥当性
- （2）（1）のリスク評価結果に基づく指定外基準の見直しの妥当性
- （3）その他、座長が必要と認めた事項

3 委員

専門家会議の委員は、家畜衛生の専門家を含む外部有識者から構成する。

4 運営

- （1）専門家会議には、座長及び座長代理を置く。
- （2）座長は委員の互選により選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- （3）座長は、専門家会議の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故等があるときには、その職務を代理する。
- （4）座長は、委員がやむを得ない理由のため会議に出席できない場合であって、かつ、当該委員からあらかじめ申出があったときは、当該委員を代理する者の会議への出席を認めることができる。
- （5）専門家会議及び会議の資料は、原則として非公開とし、議事については要旨を作成し、各委員及び出席者の了承を得た上でこれを公開する。

- (6) 座長が必要と認めるときは、委員の代理、委員以外の関係者又は有識者をオブザーバーとして出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- (7) 委員並びに(4)及び(6)に規定する出席者は、公正かつ中立の立場で職務を遂行し、特定の個人又は企業その他の団体の利益を不当に誘導してはならない。また、個人や企業の権利又は利益を害するおそれに留意し、会議で事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 事務局

専門家会議に係る事務は、農林水産省動物検疫所検疫部管理指導課及び精密検査部危険度分析課が連携して行うものとする。

6 その他

専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。